

南インド洋漁業協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	協定の内容	二
1	定義	二
2	目的	二
3	適用区域	二
4	一般原則	二
5	締約国会議	二
6	締約国会議の任務	三
7	補助機関	三
8	意思決定	三
9	事務局	三
10	締約国の義務	三
11	旗国の義務	三
12	寄港国の義務	四
13	開発途上国の特別な要請	四

14	透明性	四
15	漁業主体	四
16	他の機関との協力	四
17	非締約国	四
18	他の条約との関係	五
19	解釈及び紛争の解決	五
20	最終規定	五
三	協定の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 協定の成立経緯

これまで、世界の大半の公海において、漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための国際的な枠組みとして地域的な漁業機関が設立されてきており、南インド洋においても、既存の漁業機関が管理する水域を除く水域において、まぐろ類以外の漁業資源を管理する枠組みを構築する必要性が生じていた。このような背景から、平成十三年（二千一年）二月に協定作成に向けた第一回政府間協議が開催され、以降、約五年間にわたり、我が国をはじめとする遠洋漁業国及び南インド洋の沿岸漁業国が参加して政府間協議が行われた結果、平成十八年（二千六年）七月七日にローマにおいて、この協定が採択された。

2 協定締結の意義

この協定は、南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 協定締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 締約国として、この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施すること、自国がとった実施措置及び遵守措置について報告すること並びに自国に関する重大な違反の容疑について調査すること。
- (2) 旗国として、この協定の対象水域において操業する自国の漁船が、この協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保すること。
- (3) 寄港国として、自国に入港した漁船内の魚類が、保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可しないこと又はサービスを提供しないこと。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、平成二十四年（二千十二年）六月に効力が発生し、締約国会議において漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用

のための活動が行われているところ、我が国漁船の操業の機会を継続的に確保するとともに、我が国の利益が締約国会議において適切に反映されることを確保するとの観点から、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

この協定上の用語（「千九百八十二年条約」（千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。）、「千九百九十五年協定」（千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。）、「区域」（第三条に定めるところによりこの協定が適用される区域をいう。）、「漁業資源」、「漁獲」、「漁船」等）について定義している。

2 目的（第二条）

この協定は、この協定が適用される区域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びにこの協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国のニーズを考慮して、区域における漁業の持続可能な発展を促進することを目的とする。

3 適用区域（第三条）

この協定が適用される区域の範囲について規定している。

4 一般原則（第四条）

締約国は、生態系を重視する取組方法を実施して、科学的証拠に基づいて措置を採択すること、持続可能な漁獲活動の水準を確保するための措置をとること、予防的な取組方法を適用すること、開発途上国の特別な要請を十分に認識すること等の原則を適用する。

5 締約国会議（第五条）

締約国は、この協定の実施に関する事項を検討し、及び全ての関連する決定を行うために定期的に会合する。締約国は、締約国会議での第一回会合において、予算及びそれに付随する財政規則の採択について検討する。

6 締約国会議の任務（第六条）

締約国会議は、漁業資源の状態を検討し、漁業資源に関し調査活動を促進し、入手可能な最良の科学的証拠に基づく保存管理措置の採択等を行う。また、締約国会議は、違法な漁業等を防止するための措置等の作成、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限等の検討等を行う。

7 補助機関（第七条）

締約国会議は、常設の科学委員会及び遵守委員会を設置する。また、締約国会議は、この協定の目的の実施に関する事項について研究及び報告を行うために必要な委員会を設置することができる。

8 意思決定（第八条）

(1) 実質事項に関する締約国会議及びその補助機関の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。

(2) 実質事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

9 事務局（第九条）

締約国会議は、事務局としての役務の遂行又は事務局の設置のための取決めについて決定する。

10 締約国の義務（第十条）

締約国は、この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施するとともに、自国がとった実施措置及び遵守措置について報告し、並びに自国に関する重大な違反の容疑について調査する。

11 旗国の義務（第十一条）

(1) 締約国は、自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと等を確保するために必要な措置をとる。

(2) 締約国は、自国の漁獲活動の報告を締約国会議の年次会合において利用可能なものとともに、自国の旗を掲げる漁船によ

る漁獲活動に関するデータを適時に収集し、及び共有する。

12 寄港国の義務（第十二条）

締約国は、漁船が自国の港に寄港する場合には、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査し、漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可せず、又はサービスを提供しない。また、締約国は、寄港した他の締約国の船舶がこの協定又は保存管理措置に違反したと認める場合には、旗国及び締約国会議の注意を喚起する。

13 開発途上国の特別な要請（第十三条）

締約国が、漁業資源の持続可能な開発に関する開発途上国の特別な要請について十分に認識すること及び開発途上国に関する協力について留意すべきこと等について規定している。

14 透明性（第十四条）

締約国は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。また、この協定の非締約国は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

15 漁業主体（第十五条）

(1) 漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を行う場合には、この協定が効力を生じた後、締約国会議の議長に対し書面を送付することにより、この協定に定める条件に拘束される旨の確たる約束を表明することができる。

(2) 当該漁業主体は、締約国会議及びその補助機関の会合に参加し、並びに意思決定に参加することができる。

16 他の機関との協力（第十六条）

締約国は、他の国際的な漁業機関及び関連する組織と相互の関心事項について緊密に協力する。

17 非締約国（第十七条）

締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる船舶が保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定、千九百九十五年協定及び国際法に適合する措置をとるとともに、区域において漁獲操業に従事する非締約国の漁船の活動に関する情報

を交換する。また、締約国は、非締約国に対して、当該船舶等によって行われた活動が保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なうと認める場合には注意を喚起するとともに、当該保存管理措置の実施について十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、保存管理措置の遵守の記録等に応じて、漁業への参加による利益を享受することができる。

18 他の条約との関係（第十九条）

この協定のいかなる規定も、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

19 解釈及び紛争の解決（第二十条）

紛争は、いずれかの締約国の要請により、千九百八十二年条約第十五部第二節（当該紛争がストラドリング魚類資源に関するものである場合には千九百九十五年協定第八部）に規定する紛争解決の手續に従って、拘束力を有する決定に付することができる。

20 最終規定（第二十一条から第二十八条まで）

この協定の改正、加入、効力発生、脱退等について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 この協定の締結により、締約国会議が定める基準に基づいて決定される金額の分担金を支払う義務を負う。

(参 考)

- 1 採択 平成十八年七月七日 ローマにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十四年六月二十一日
- 3 署名国 九箇国及び欧州連合
オーストラリア、コモロ、フランス、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ニュージーランド、セーシェル、欧州連合
- 4 締約国 平成二十六年二月一日現在 五箇国及び欧州連合
オーストラリア、クック、フランス、モーリシャス、セーシェル、欧州連合